

横須賀三浦地域調達情報

令和5年10月24日公表 調達番号:須23114号

件名:特A重油等の購入【概算総価】(三崎警察署)

見積書提出期限:令和5年11月2日(正午) 見積書提出場所: 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	特A重油	—	JIS1種1号規格 (地下タンク納)	—	6,480	L	契約締結日 ～ 令和6年3月29日	三崎警察署 (三浦市三浦町六合3) 及び8交番等 別紙「仕様書」のとおり
2	白灯油	—	JIS1号規格 (ドラム缶納)	—	2,440	L		
3	白灯油	—	JIS1号規格 (ポリタンク納)	—	882	L		

特記事項

- この契約は、予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある(概算総価見積による単価契約)。
- 見積金額は、特A重油及び白灯油それぞれの1L当たりの消費税抜単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 発注の都度、指定する期日までに納入すること(発注の目安については、特A重油は月1回で約1,000L/回、白灯油は月2回程度で18L～36L/回を予定)。
- 納入はローリー車を使用し、職員の指示により地下タンク、保管庫ドラム缶及びポリタンクに給油すること。
- 代金の請求は品目ごとの1ヶ月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て)。
- その他は、別紙「仕様書」のとおり。

仕 様 書

- 1 件名
特A重油等の購入【概算総価】
- 2 業務内容
三崎警察署（特A重油、白灯油）及び各交番・連絡所・駐在所（白灯油）への配送供給
- 3 契約期間
契約締結日から令和6年3月29日まで
- 4 契約方法
決定業者は、請書を提出すること。
- 5 購入予定数量
特A重油：本署 6,480L
白灯油： 本署 2,440L 交番・連絡所・駐在所：882L
※ 購入予定数量は、過去の実績等から積算したもので、増減の可能性がある。
- 6 納入条件及び方法
 - (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 - (2) 給油する白灯油はJIS1号規格のものとし、本署は200Lのドラム缶、各交番・連絡所・駐在所は18Lのポリタンクへのローリー納めとする。
 - (3) 給油する特A重油はJIS1種1号規格（硫黄分質量0.1%以下）のものとし、三崎警察署地下タンクへのローリー納めとする。
- 7 納品場所及び所在地

番号	場 所	所 在 地	品 目
1	三崎警察署	三浦市三崎町六合3	特A重油、白灯油
2	三浦海岸駅前交番	三浦市南下浦町上宮田1490-6	白灯油
3	三崎口駅前交番	三浦市初声町下宮田490-1	白灯油
4	三崎港交番	三浦市三崎4-14-1	白灯油
5	六合連絡所	三浦市三崎町六合658-12	白灯油
6	城ヶ島駐在所	三浦市三崎町城ヶ島658-81	白灯油
7	松輪駐在所	三浦市南下浦町松輪1710-9	白灯油
8	金田駐在所	三浦市南下浦町金田282-5	白灯油
9	初声駐在所	三浦市初声町入江75-7	白灯油

- 8 納品要領
 - (1) 各納品場所への発注について、特A重油は月1回、白灯油は月2回程度とし、配達日の前日までに納品数量を指定した別添「注文書」をファクシミリで決定業者へ送信する。
 - (2) 納品については、当方が指定する日に配送すること。
 - (3) 各納品場所において納品書を作成し、勤務員等の履行確認印又は確認の署名を受け、三崎警察署会計課に提出すること。
納品書には、納品者の表示（法人名等・所在地）、納品先の表示（三崎警察署長）、納品年月日、納品場所（交番名等）、納品する物品名（特A重油等）及び数量を必ず記載すること。
なお、特A重油の第1回目の納入は令和5年11月30日（木）とする。
 - (4) 納品する際は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 9 代金の支払い
支払いは1ヶ月分をとりまとめ、翌月に発注者（三崎警察署長）宛の請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- 10 契約条件の同意
本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意をしたとみなすこととします。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
 - (3) 契約の履行遅延に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することになります。
※（1）及び（2）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照してください（ホームページを参照できない場合は、上記所属へお問合わせください）。

別添

令和 年 月 日

注文書

御中

所属名 三崎警察署

番号	納入場所	所在地	品目	数量
1	三崎警察署	三浦市三崎町六合3	特A重油・白灯油	L
2	三浦海岸駅前交番	三浦市南下浦町上宮田1490-6	白灯油	L
3	三崎口駅前交番	三浦市初声町下宮田490-1	白灯油	L
4	三崎港交番	三浦市三崎4-14-1	白灯油	L
5	六合連絡所	三浦市三崎町六合658-12	白灯油	L
6	城ヶ島駐在所	三浦市三崎町城ヶ島658-81	白灯油	L
7	松輪駐在所	三浦市南下浦町松輪1710-9	白灯油	L
8	金田駐在所	三浦市南下浦町金田282-5	白灯油	L
9	初声駐在所	三浦市初声町入江75-7	白灯油	L
納品日		令和 年 月 日		

問い合わせ先 三崎警察署 会計課
電話番号 046-881-0110 内線231
(ファクシミリ共通)